新	IB
第1節 情報の収集・連絡・通信の確保	第1節 情報の収集・連絡・通信の確保
第3 活動の内容 1 関係市町村等への連絡等 (2) 実施計画 ア【関係機関が実施する対策】 (イ) 松本空港及びその周辺における航空機災害発生情報を得た時は、必要に応じ松本空港における気象状況の臨時観測を行い、関係機関に伝達を行うものとする。(東京航空地方気象台松本航空気象観測所)	第3 活動の内容 1 関係市町村等への連絡等 (2) 実施計画 ア【関係機関が実施する対策】 (イ) 松本空港及びその周辺における航空機災害発生情報を得た時は、必要に応じ松本空港における気象状況の臨時観測を行い、関係機関に伝達を行うものとする。(東京航空地方気象台 <del>松本空港分室</del> )

	雪害に強い地域づくり
新	IΒ
雪害対策編	雪害対策編
第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画
第1節 雪害に強い地域づくり	第1節 雪害に強い地域づくり
第3 計画の内容 11 授業の確保等 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(教育委員会) (ア) 県立の学校においては、以下の対策を実施する。 a 建設時に想定された施設の耐久度を上回る積雪が生じると破損するおそれがある ので、定期的な施設点検を実施し、危険箇所の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。	第3 計画の内容 11 授業の確保等 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(教育委員会) (ア) 県立の学校においては、以下の対策を実施する。 a 積雪が一定量をこえると施設等の耐久度により 砂な施設点検を実施し、危険箇所の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するため の雪囲いをする等の処置を講ずる。

新

# 林野火災対策編

# 第1章 災害予防計画

## 第1節 林野火災に強い地域づくり

### 第2 主な取組み

- 1 関係機関等と連携を図り、林野火災対策計画を確立する。
- 2 林野火災対策計画に基づく予防対策を実施する。

### 第3 計画の内容

### 1 林野火災消防計画の確立

### (1) 基本方針

関係機関等と連携を図り、林野火災<u>対策</u>計画を作成し、林野火災の発生防止及び 発生時における活動体制の確立を図る。

#### (2) 実施計画

### ア【県が実施する計画】(危機管理部、林務部)

市町村に対し、林野火災<mark>対策</mark>計画の作成について助言し、予防対策の万全を期す。

### イ【市町村が実施する計画】

関係機関と緊密な連携をとり、林野火災対策計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画するものとする。

### 2 予防対策の実施

### (1) 基本方針

林野火災対策計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

# 林野火災対策編

## 第1章 災害予防計画

## 第1節 林野火災に強い地域づくり

### 第2 主な取組み

- 1 関係機関等と連携を図り、林野火災消防計画を確立する。
- 2 林野火災消防計画に基づく予防対策を実施する。

### 第3 計画の内容

### 1 林野火災消防計画の確立

### (1) 基本方針

関係機関等と連携を図り、林野火災<del>消防</del>計画を作成し、林野火災の発生防止及び 発生時における活動体制の確立を図る。

#### (2) 実施計画

### ア【県が実施する計画】(危機管理部、林務部)

市町村に対し、林野火災<del>消防</del>計画の作成について助言し、予防対策の万全を期す。

### イ【市町村が実施する計画】

関係機関と緊密な連携をとり、林野火災<del>消防</del>計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画するものとする。

### 2 予防対策の実施

### (1) 基本方針

林野火災<del>消防</del>計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

新	IB
第2節 林野火災防止のための情報の充実	第2節 林野火災防止のための情報の充実
第3 計画の内容 2 林野火災関連情報等の収集体制の整備 (2) 実施計画 【県及び市町村が実施する計画】  林野火災の発生しやすい時期において、広報車、 <u>県警</u> へリ等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立するものとする。	第3 計画の内容 2 林野火災関連情報等の収集体制の整備 (2) 実施計画 【県及び市町村が実施する計画】  林野火災の発生しやすい時期において、広報車、ヘリ等により、林野火災の発生 危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況 等が把握できる体制を確立するものとする。

新 旧 第2章 災害応急対策計画 第2章 災害応急対策計画 第1節 林野火災の警戒活動 第1節 林野火災の警戒活動 第3 活動の内容 第3 活動の内容 2 実施計画 2 実施計画 (1) 【県が実施する対策】(危機管理部、林務部) (1) 【県が実施する対策】(危機管理部、林務部) 気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合は、広報車、テレビ、ラ 気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合は、広報車<del>、ヘリ</del>、テレ ジオ等により入林者等に対し火気の取扱いの自粛等の広報等を行うとともに、巡 ビ、ラジオ等により入林者等に対し火気の取扱いの自粛等の広報等を行うととも 視、監視を強化して、火災の発生を防止する。 に、巡視、監視を強化して、火災の発生を防止する。